

管理番号 No.

重要事項説明書

看護小規模多機能型居宅介護

利用者：_____様

事業者： 看多機ほ一む桜の里 _____

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている看護小規模多機能型居宅介護について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。

重要事項説明者	
---------	--

1 サービス提供を実施する事業所の概要

1. 施設経営法人

法人名	株式会社 永桜会
法人所在地	広島県福山市山手町7丁目22-25-1
電話番号	084-999-8001
代表者氏名	代表取締役 堀川悟
設立年月日	平成29年4月27日

2. ご利用施設

施設の種類	看護小規模多機能型居宅介護事業所
施設の名称	看多機ほ一む桜の里
介護保険指定 事業所番号	3491502443
施設の所在地	広島県福山市郷分町1554番地
電話番号	084-971-6502
管理者氏名	織田 靖弘
開設年月	令和5年8月1日
登録定員	29名
通い定員	18名
泊まり定員	7名

・事業の目的

要介護状態の被保険者(以下、「利用者」という。)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通い、訪問、宿泊の形態で、家庭的な環境と地域住民の皆様との交流の下、必要な日常生活上の援助を行うことにより、利用者の日々の暮らしの支援を行い、その居宅における機能訓練および療養生活を支援します。また、利用者のご家族の身体及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

・事業の運営方針

利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当適切に行う。

2. サービスの提供にあたっては、居宅サービス計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
3. 利用者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等、利用者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供する。
4. 看護サービスの提供に当たっては、主治医との密接な連携及び居宅サービス計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。また、同一敷地内にある訪問看護ステーション桜の里と連携としてサービス提供を行う。医療保険適応の訪問看護が必要になった際は、訪問看護ステーション桜の里より、サービス提供を行う。
5. 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家族的な環境下で日常生活を送ることができる様支援する。
6. 地域や家庭との結びつきを重視した運営を行うとともに、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、保健医療福祉サービス等との密接な連携に努める。

3. 職員体制

管理者1名 計画作成担当者 1 名以上 看護職員 2.5 名以上(通い1名以上、訪問1名以上)
通い職員 常勤換算 6 名以上、訪問職員 常勤換算 2 名以上

4. 職員の業務内容

職 種	業 務 内 容
管理者	従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理業務
計画作成担当者	居宅サービス計画・看多機計画の作成
看護職員	医師の指示書に基づき、利用者に対して療養上の世話又は必要な診療の補助を行う
介護職員	看多機能計画に基づき、介護業務にあたる

5. 営業日、営業時間、サービス提供時間帯

営業日	年中無休
営業時間	通い:午前10時00分～午後4時00分 訪問:24時間対応(緊急時含む) 泊まり:午後4時00分～午前10時00分
サービス提供時間	24時間

6. サービス提供地域

サービス提供地域	福山市全域
----------	-------

7. サービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
通 い	送迎、健康チェック、介護の予防、病気の予防 食事、入浴、機能訓練、体操、レクリエーション、その他
訪 問	居宅を訪問して日常生活上の世話及び介護予防上の世話
泊まり	送迎、健康チェック、食事、入浴その他 宿泊室：個室 7 室
訪問看護	居宅を訪問して療養上の世話または必要な診療の補助を行う

2 利用料金(別紙参照)

3 料金の支払方法

お支払い方法は、口座引き落としまたは現金になります。毎月月末締めとし、翌月中旬頃までに当月分の料金を請求いたします。翌月下旬頃までにお支払い下さい。

4 施設利用に当たっての留意事項

1. 所持品・備品等の持ち込みは、ご自身で管理をお願いします。紛失や破損の責任は負いかねます。
2. 営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止します。

5 サービスの提供記録の記載、記録の整備

1. 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
2. 看多機サービスを提供した際には、その提供日数及び内容、利用者の状態、その他必要な記録を所定の書面に記載する。
3. 利用者に対する看多機サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

6 個人情報の保護

1. 事業所は、業務上知り得た契約者、利用者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等、正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書(情報提供同意書)により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿するものとする。
2. 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。また、退職した後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

7 虐待の防止

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1. 虐待防止に関する責任者を選定しています。
2. 成年後見制度の利用を支援します。
3. 苦情解決体制を整備しています。

4. 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
5. サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

虐待防止に関する責任者	織田 靖弘
-------------	-------

8 身体的拘束等

1. 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
2. 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - （1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。
 - （2）身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - （3）従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

9 衛生管理等

1. 施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
2. 地域密着型通所介護において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
3. 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

10 非常災害対策・業務継続計画の策定

1. 災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

防火管理者	堀川 悟
-------	------

2. 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
3. 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。避難訓練実施：年2回以上
4. 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

11 事故発生時の対応方法

1. 指定サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかにご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、必要があれば市町等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- サービスの提供により、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、事業者が故意、過失がない場合はこの限りではありません。
- 事故が生じた場合にはその原因を解明し、利用者・家族に説明させていただきます。また、再発生を防ぐための対策を講じます。なお、事業者はあいおいニッセイ同和損保の損害賠償保険に加入しています。

12 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	①	②
	連絡先	①	
ご家族	氏名	①	②
	連絡先	①	②
主治医への 連絡基準	体調不良時 急変時 NSが必要と判断した場合		

13 サービス提供に関する相談、苦情

- 利用者または家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- 苦情や相談があった場合、苦情相談担当者はしっかりと話を聞き、場合によってはご自宅へ伺うなど、状況の把握や事実確認に努めます。
- 苦情相談担当者(対応者)は速やかに管理者に状況等の報告を行い、利用者または家族の立場に立った適切な対処方法を検討します。
- 検討内容については適宜連絡いたします。また、最終的な対処方法などは必ず利用者または家族へ報告します。
- 苦情または相談内容については真摯に受け止め、個人情報の取り扱いに十分配慮した上で、再発防止策や今後のサービス向上のための取り組みを従業者全員で検討します。

苦情申立の窓口

看多機ほ一む桜の里		担当者:織田 靖弘	
所在地	広島県福山市郷分町 1554		
TEL	084-971-6502	FAX	084-971-6512
受付時間	8:30-17:30(年中無休)		
福山市介護保険課			
所在地	福山市東桜町3番5号		
TEL	084-928-1166	FAX	
受付時間	8:30-17:15(土日祝日、年末年始を除く)		
広島県福祉サービス運営適正化委員会			

所在地	広島市南区肘井本町 12-2		
TEL	082-254-3419	FAX	082-569-6161
受付時間	8:30-17:00(土日祝日を除く、年末年始を除く)		
広島県国民健康保険団体連合会			
所在地	広島市中区東白島町19番49号 国保会館		
TEL	082-554-0783	FAX	
受付時間	8:30-17:15(土日祝日を除く、年末年始を除く)		

14 運営推進会議

- (1) 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流に努めます。
- (2) 当事業所を行う看護小規模多機能居宅介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、「運営推進会議」を設置します。
- (3) 「運営推進会議」の構成員は、利用者、家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター又は市町村の職員、看護小規模多機能居宅介護について知見を有する者等とし、おおむね 2 ヶ月に1回以上会議を開催します。開催前に、ご案内および出席依頼を行いますので、可能な限りご出席いただきますようお願いいたします。

15 ハラスメント

事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職員及び利用者間、関係機関の職員との間において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じています。

16 協力医療機関

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連絡体制を整備しています。

協 力 医 療 機 関	かたおか内科クリニック		
所 在 地	福山市山手町 2-3-11	電 話	084-951-2111
協 力 医 療 機 関	山陽病院		
所 在 地	福山市野上町 2-8-2	電 話	084-923-1133
協力歯科医療機関	おきとう歯科クリニック		
所 在 地	福山市神辺町大字新徳田 3-495	電 話	084-962-5511

17 重度化した場合における対応に係る指針

1. 当事業所は、かたおか内科クリニック、山陽病院を協力病院としています。
2. 協力病院及び法人看護師は事業所の利用者の健康管理を目的として、24 時間体制で電話相談可能とし、状況に応じて随時訪問対応等の業務を行っています。

3. 看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供中の夜間についても、利用者が直接に体調不良を訴えた場合、又は夜勤職員の観察により利用者の体調不良が認められた場合は、同法人看護師による訪問を行い、状況に応じて協力医師への電話相談、往診等の対応を行っている。また特に重篤な状態であると医師が判断した場合には、外部の病院への緊急搬送などの対応を行います。
4. 看取り看護については別添重度化した場合における(看取り)指針にて説明を行います。

【事業者】

株式会社 永桜会 代表取締役 堀川悟

【事業所】

事業所名 看多機ほーむ桜の里

住所 広島県福山市郷分町1554番地

上記の内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

利用者	氏名			
家族	氏名		続柄	
代筆の場合 代筆者氏名			続柄	